

令和3年3月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和3年3月23日(火) 13時20分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

出席農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 高木 幸恵 委員 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 吉田 晴男 委員 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

吉田 善一 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦

課長補佐(併任) 志賀 寿三

主査(併任) 箭内 洸平

6. 開会

○志賀事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会3月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

みなさん、こんにちは。今月の3月11日で震災及び原発事故後10年もの歳月が経過してしまいました。改めて、月日の経つのは早いものであると痛感した次第です。双葉町は今年当初、事故後初めて下羽鳥地区で約10アールの稲の試験栽培を実施するとの発表がありました。栽培の実施に当たる関係者の皆様には悪条件のさなかに誠にご苦勞であります。今後の方向性を確かめる大事な作業でもあり、秋の取入れまでしっかり頑張っていたいただきたいと思います。私たち農業委員会も何かお手伝いのできるがありましたら、積極的に参加していきたいと思っております。しかし、これらで除染された区域は特定復興再生拠点区域のみで、いわゆるその他の白地地区はなんらかの計画も示されておりません。少しでも早い時期に全地区が復興再生拠点地区に認定されるよう強く求めるものであります。以上です。

8. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、

会長が議長となります。会長、よろしく申し上げます。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、8名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年3月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告を報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には 3番 大橋 利一、4番 木幡 治 委員 の兩名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」、農地法第3条第1項及び第3項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和3年3月23日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきまして、資料4ページになります。譲渡人は双葉町大字寺沢字唐沢××番地の××××さん、譲受人が同住所、××××さんとなります。土地の表示、大字寺沢字唐沢××番××、畑××××平方メートル。他2筆、計××××平方メートルとなります。譲受人労働力2人、移転理由は生前一括贈与となり、受贈し引き続き農業経営を主宰するためです。寺沢字唐沢××番××番、××番、××番××の計××××平方メートルを生前一括贈与となります。震災前は牛を飼っていたので牧草地でしたが、現在は牛を飼っていませんので畑として利用したいという考えです。現在は埼玉県にお住まいですので車で4時間程かかります。農機具に関してはトラクター、耕運機、タイヤショベル、草刈機を1台ずつ所有しております。従事者は3名、××さん、××さん、××さんとなり避難指示解除後には営農を再開するとのことです。以上ご審議をお願いいたします。

◆議長（泉田会長）

それでは、議案第1号審議に入ります。本件に係る調査結果を地区調査員である吉田委員より報告願います。

◇吉田委員

譲渡人××××さんのところに3月16日午後12時30分頃、電話で連絡しました。

××さんへ今回の申請について確認したところ、間違いありませんとのことでした。譲渡理由については生前一括贈与により、譲受人××××さんへ譲渡したいとのことでした。

譲受人××さんへは3月16日12時40分頃電話で連絡しました。××さんについても今回の申請内容について間違いありませんとのことでした。避難指示解除後には営農再開されるということです。以上、報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間13時33分）

引続き、下記事項について協議

- （1）令和3年4月定例総会の開催及び日程について
- （2）双葉農業振興地域整備計画の変更案について

引続き、下記事項について報告

- （1）農地移動適正化あっせん基準の変更認定について
- （2）鉄塔の建設工事に伴う事前協議について
- （3）工事完了報告について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長.....泉田 健一.....㊟

議事録署名人.....大橋 利一.....㊟

議事録署名人.....木幡 治.....㊟